

1. 水道水源開発等施設整備費補助金

【石綿セメント管更新事業】

→ 老朽度の高い石綿セメント管の更新事業

区分	事業者		補助採択要件
1. 通常の更新 (補助率:1/4)	水道事業者	交付要綱	①給水人口5万人未満 ②資本単価70円／m ³ 以上 ③管路延長に占める石綿セメント管割合が1割以上一線和悪が認められたことにより削除 ④厚生労働大臣が認める老朽度の高い石綿セメント管の更新事業
		課長通知	①(財)水道管路技術センター実行の「水道用石綿セメント管診断マニュアル」による診断結果が老朽度ランクI若しくはIIに該当すること。 ②石綿セメント管路更新計画の作成
2. 地震対策として 行う更新 (補助率:1/4)	水道事業者	交付要綱	①資本単価50円／m ³ 以上 ②次のa、bのいずれかの地域であること。 a:地震防災対策強化地域又は東南海・南海地震防災対策推進地域 b:地震による水道施設の被害経験がある地域又は今後特にそのおそれがある地域
		課長通知	②水道事業者が次のc、dのいずれかに該当すること。 c:給水人口が5万人未満 d:給水人口が5万人以上であるが、家庭用10m ³ の水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高いこと。
3. 補助率上昇 (補助率1/3)	水道事業者	交付要綱	①(文)は(文)に該当する事業 ②資本単価140円／m ³ 以上

*「地震防災対策強化地域」とは大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく指定地域をいう。

*「東南海・南海地震防災対策推進地域」とは東南海・南海地震対策特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく指定地域をいう。

*5の「管路近代化事業」の計画区域内の石綿セメント管の更新事業は補助対象外である。

*更新事業に伴う仮配管の設置事業、増口径分は補助対象外である。

【老朽管更新事業】

→ 布設後20年以上経過した鉄管及びコンクリート管の更新事業

区分	事業者		補助採択要件
1. 通常の更新 (補助率1/4)	水道事業者	交付要綱	①(通知で定める)地震対策として行う更新事業 ②資本単価70円／m ³ 以上
		課長通知	①次のa、bのいずれかの地域であること。 a:地震防災対策強化地域又は東南海・南海地震防災対策推進地域 b:地震による水道施設の被害経験がある地域又は今後特にそのおそれがある地域 ②水道事業者が次のc、dのいずれかに該当すること。 c:給水人口が5万人未満 d:給水人口が5万人以上であるが、家庭用10m ³ の水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高いこと。 ③老朽管路更新計画の作成
2. 補助率上昇 (補助率1/3)	水道用水 供給事業者	交付要綱	①(通知で定める)地震対策として行う更新事業 ②資本単価50円／m ³ 以上
		課長通知	①次のa、bのいずれかの地域であること。 a:地震防災対策強化地域又は東南海・南海地震防災対策推進地域 b:地震による水道施設の被害経験がある地域又は今後特にそのおそれがある地域 ②水道用水供給事業者が次のc、dのいずれかに該当すること。 c:給水人口が5万人未満 d:給水人口が5万人以上であるが、家庭用10m ³ の水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高いこと。 ③老朽管路更新計画の作成
水道事業者	交付要綱	全て該当	①(文)に該当する事業 ②資本単価140円／m ³ 以上
水道用水 供給事業者	交付要綱	全て該当	①(文)に該当する事業 ②資本単価100円／m ³ 以上

*「地震防災対策強化地域」とは大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく指定地域をいう。

*「東南海・南海地震防災対策推進地域」とは東南海・南海地震対策特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく指定地域をいう。

2. 簡易水道等施設整備費補助金

【生活基盤近代化事業 基幹改良】

→ 鉛製管及び布設後20年以上経過した管の更新事業

区分	事業者		補助採択要件
通常の更新 (補助率:1/3、1 /4 (財政力指 数、単位管延長、 給水人口規模によ る)	水道事業者	交付要綱	①簡易水道施設(上水道の給水区域から原則として200m未満の連絡管で連絡可能な施設において、上水道事業との統合を伴わず実施する事業を除く。ただし、平成17年度以前に採択された事業はこの限りではない。)又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹改良事業であって、老朽化その他や心を得ない事由により機能が低下した場合に行うもの。 ②地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するものであって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。 ③布設後原則として20年以上(鉛製管の更新を除く。)経過した管路を廃止して新設するもの。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上(鉛製管の更新を除く。)の改良を行うものに限る。 ④しゅん工後20年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替を行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。